

感染症法に基づく結核に係る健康診断の方法の一部改正（案）について

感染症法に基づく結核に係る健康診断の方法の一部改正（案）

現状と課題

- 感染症法第53条の2において、事業者、学校の長若しくは施設の長又は市町村長は結核の定期健康診断を行うこととされており、本規定によって行うべき健康診断の方法^(※)について、感染症法第53条の9及び感染症法施行規則第27条の2の2により「喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査」とされている。

(※) 法第17条に基づく接触者健診についても準用することとされている。

- 法第53条の13において、保健所長は、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、胸部エックス線検査その他厚生労働省令で定める方法による精密検査を行うものとされており、本規定によって行うべき健康診断の方法について、感染症法施行規則第27条の9により「結核菌検査、聴診、打診その他必要な検査」とされている。
- この「行うべき健康診断の方法」に係る規定については、以下のような点から、一部実態に即していないものになっている。
 - ・ 胸部エックス線検査等と比較して優先度が必ずしも高くない身体診察の手法（聴診、打診）が含まれている一方、結核性リンパ節炎を念頭においたリンパ節腫脹触診等、結核発見に有用な診察についての記載がないこと。
 - ・ 全例に対し喀痰検査を含め列挙されている検査全てを実施すべきとも読める記載になっていること。
 - ・ 喀痰検査は実際には胸部エックス線検査で結核が疑われている場合、定期健康診断としてではなく、医療機関において医療として行われる場合もあること。
 - ・ 聴診、打診等の必要な診察については、定期健康診断で行うべきものであり、精密検査で初めて行うべきものではないこと。

方針（案）

結核に係る健康診断の実態を踏まえ、感染症法施行規則第27条の2の2における「行うべき健康診断の方法」に係る規定から「喀痰検査」「聴診」及び「打診」を削除^(※)し、同施行規則第27条の9における規定から同様に「聴診」及び「打診」を削除^(※)した上で、実際の健診手順を踏まえた記載に改正することとしてはどうか。

(※) なお、明示的に列記されていない喀痰検査や触診、聴診、打診などの検査については、必要に応じて実施すべき場合もあることから、その旨を通知で示す予定。また、これに併せて、接触者健診については、その他の検査としてインターフェロング遊離試験（IGRA）があることを明示する。

改正案 (感染症法施行規則)

改正後	現行
第二十七条の二の二 法第九章の規定によって行うべき健康診断の方法は、 <u>胸部エックス線検査</u> その他の必要な検査とする。	第二十七条の二の二 法第九章の規定によって行うべき健康診断の方法は、 <u>喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診</u> その他必要な検査とする。
第二十七条の九 法第五十三条の十三に規定する厚生労働省令で定める精密検査の方法は、 <u>結核菌検査</u> その他の必要な検査とする。	第二十七条の九 法第五十三条の十三に規定する厚生労働省令で定める精密検査の方法は、 <u>結核菌検査、聴診、打診</u> その他必要な検査とする。